

国指定の「がん診療連携拠点病院」及び「地域がん診療病院」と「県独自指定病院」の指定要件対比表

【要件区分】A：必須要件、B：望ましい（次期更新版(A)に変更予定）
C：望ましい、A/-、C/-：該当しない部分は必須ではない

資料2-2

地域がん診療連携拠点病院		要件区分		地域がん診療病院	要件区分	県指定	要件区分	備考
1 都道府県協議会における役割								
	各都道府県の他の拠点病院等と協働して都道府県協議会を設置し、その運営に主体的に参画すること。	A	同左		A	県のがん医療の質を向上させるため、県内の都道府県がん診療連携拠点病院及び地域がん診療連携拠点病院(以下「がん診療連携拠点病院」という。)	A	本県の役割に応じて修正
	その際、各がん医療圏におけるがん医療の質を向上させるため、当該がん医療圏を代表して都道府県協議会の運営にあたり、都道府県協議会の方針に沿って各がん医療圏におけるがん医療が適切に提供されるよう努めること。	A	同左		A	と連携して宮城県がん診療連携協議会の運営に積極的に協力すること。		
2 診療体制								
(1) 診療機能								
① 集学的治療等の提供体制及び標準的治療等の提供								
ア	我が国に多いがん(大腸がん、肺がん、胃がん、乳がん、前立腺がん及び肝・胆・膵のがんをいう。以下同じ。)を中心として、その他各医療機関が専門とするがんについて、手術、放射線治療及び薬物療法を効果的に組み合わせた集学的治療、リハビリテーション及び緩和ケア(以下「集学的治療等」という。)を提供する体制を有するとともに、各学会の診療ガイドラインに準ずる標準的治療(以下「標準的治療」という。)等ががん患者の状態に応じた適切な治療を提供すること。	A	ア	我が国に多いがん(大腸がん、肺がん、胃がん、乳がん、前立腺がん及び肝・胆・膵のがんをいう。以下同じ。)を中心として、グループ指定を受けるがん診療連携拠点病院と連携して手術、放射線治療及び薬物療法を効果的に組み合わせた集学的治療、リハビリテーション及び緩和ケア(以下「集学的治療等」という。)を提供する体制を有するとともに各学会の診療ガイドラインに準ずる標準的治療(以下「標準的治療」という。)等ががん患者の状態に応じた適切な治療を提供すること。	A	我が国に多いがん(大腸がん、肺がん、胃がん、乳がん、前立腺がん及び肝・胆・膵のがんをいう。以下同じ。)を中心として、がん診療連携拠点病院と連携して手術、放射線治療及び薬物療法を効果的に組み合わせた集学的治療、リハビリテーション及び緩和ケア(以下「集学的治療等」という。)を提供する体制を有するとともに各学会の診療ガイドラインに準ずる標準的治療(以下「標準的治療」という。)等ががん患者の状態に応じた適切な治療を提供すること。	A	「グループ指定を受ける」を「がん診療連携拠点病院」に修正
	我が国に多いがんの中でも症例の集約化により治療成績の向上が期待されるもの等、当該施設において集学的治療等を提供しない場合には、適切な医療に確実につなげることができる体制を整備すること。	A		—	—	—	—	
	—	—	イ	確実な連携体制を確保するため、グループ指定を受けるがん診療連携拠点病院と定期的な合同のカンファレンスを開催すること。	A	確実な連携体制を確保するため、がん診療連携拠点病院と定期的な合同のカンファレンスを開催すること。	A	「グループ指定を受ける」を「がん診療連携拠点病院」に修正
イ	医師からの診断結果や病状の説明時や治療方針の決定時等には、以下の体制を整備すること。	A	ウ	同左	A	同左	A	
	i 患者とその家族の希望を踏まえ、看護師や公認心理師等が同席すること。	A		i 同左	A	同左	A	
	ii 治療プロセス全体に関して、患者とともに考えながら方針を決定すること。	A		ii 同左	A	同左	A	
	iii 標準治療として複数の診療科が関与する選択肢がある場合に、その知見のある診療科の受診ができる体制を確保すること。	A		iii 同左	A	同左	A	
	—	—	エ	診療機能確保のための支援等に関し、グループ指定を受けるがん診療連携拠点病院との人材交流計画を策定・実行すること。特に、集学的治療等を提供することが困難な場合における専門的な知識及び技能を有する医師等の定期的な派遣の依頼、専門外来の設置等に努めること。	A	診療機能確保のための支援等に関し、がん診療連携拠点病院との人材交流を行うよう努めること。特に、集学的治療等を提供することが困難な場合における専門的な知識及び技能を有する医師等の定期的な派遣の依頼、専門外来の設置等に努めること。	A	要件緩和 「グループ指定を受ける」を「がん診療連携拠点病院」に修正
ウ	がん患者の病態に応じたより適切ながん医療を提供できるよう以下のカンファレンスをそれぞれ必要に応じて定期的に開催すること。特に、ivのカンファレンスを月1回以上開催すること。また、検討した内容については、診療録に記録の上、関係者間で共有すること。	A	オ	がん患者の病態に応じたより適切ながん医療を提供できるよう以下のカンファレンスをそれぞれ必要に応じて定期的に開催すること。特に、ivのカンファレンスを定期的に開催すること。また、検討した内容については、診療録に記録の上、関係者間で共有すること。	A	同左	A	
	i 個別もしくは少数の診療科の医師を主体とした日常的なカンファレンス	A		i 同左	A	同左	A	
	ii 個別もしくは少数の診療科の医師に加え、看護師、薬剤師、必要に応じて公認心理師や緩和ケアチームを代表する者等を加えた、症例への対応方針を検討するカンファレンス	A		ii 同左	A	同左	A	
	iii 手術、放射線診断、放射線治療、薬物療法、病理診断及び緩和ケア等に携わる専門的な知識及び技能を有する医師とその他の専門を異にする医師等による、骨転移・原発不明がん・希少がんなどに関して臓器横断的にがん患者の診断及び治療方針等を意見交換・共有・検討・確認等するためのカンファレンス	A		iii 同左	A	同左	A	
	iv 臨床倫理的、社会的な問題を解決するための、具体的な事例に則した患者支援の充実や多職種間の連携強化を目的とした院内全体の多職種によるカンファレンス	A		iv 同左	A	同左	A	
エ	院内の緩和ケアチーム、口腔ケアチーム、栄養サポートチーム、感染防止対策チーム等の専門チームへ、医師だけではなく、看護師や薬剤師等、他の診療従事者からも介入依頼ができる体制を整備すること。	A	カ	同左	A	同左	A	
オ	保険適用外の免疫療法等について、治験、先進医療、臨床研究法(平成29年法律第16号)で定める特定臨床研究または再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号)に基づき提供される再生医療等の枠組み以外の形では、実施・推奨していないこと。	A	キ	同左	A	同左	A	
② 手術療法、放射線療法、薬物療法の提供体制の特記事項								
	集学的治療等を適切に提供できる体制を整備する上で、特に以下に対応すること。	—		集学的治療等を適切に提供できる体制を整備する上で、適宜グループ指定を受けるがん診療連携拠点病院との連携により特に以下に対応すること。	—	集学的治療等を適切に提供できる体制を整備する上で、適宜がん診療連携拠点病院との連携により特に以下に対応すること。	—	「グループ指定を受ける」を「がん診療連携拠点病院」に修正
	—	—	ア	我が国に多いがんに対する手術のうち、提供が困難であるものについてはグループ指定を受けるがん診療連携拠点病院との連携により提供できる体制を整備すること。	A	我が国に多いがんに対する手術のうち、提供が困難であるものについては、がん診療連携拠点病院との連携により提供できる体制を整備すること。	A	「グループ指定を受ける」を「がん診療連携拠点病院」に修正
ア	術中迅速病理診断が可能な体制を確保すること。なお、当該体制は遠隔病理診断でも可とする。	A	イ	グループ指定を受けるがん診療連携拠点病院と連携することにより術中迅速病理診断を提供できる体制を整備すること。(なお、当該体制は遠隔病理診断でも可とする。)	A	がん診療連携拠点病院と連携することにより術中迅速病理診断を提供できる体制を整備すること。なお、当該体制は遠隔病理診断でも可とする。	A	「グループ指定を受ける」を「がん診療連携拠点病院」に修正
イ	術後管理体制の一環として、手術部位感染に関するサーベイランスを実施すること。	A	ウ	同左	A	同左	A	
	厚生労働省院内感染対策サーベイランス事業(JANIS)へ登録していることが望ましい。	C		同左	C	同左	C	
	—	—	エ	設備や人材配置の点から放射線治療の提供が困難である場合には、グループ指定を受けるがん診療連携拠点病院と連携することにより放射線治療を提供できる体制を整備すること。	A	設備や人材配置の点から放射線治療の提供が困難である場合には、がん診療連携拠点病院と連携することにより放射線治療を提供できる体制を整備すること。	A	「グループ指定を受ける」を「がん診療連携拠点病院」に修正
ウ	強度変調放射線治療と外来での核医学治療を提供していることが望ましい。	C		—	—	—	—	
エ	密封小線源治療について、地域の医療機関と連携し、役割分担すること。	A		—	—	—	—	
オ	専用治療病室を要する核医学治療や粒子線治療等の高度な放射線治療について、患者に情報提供を行うとともに、必要に応じて適切な医療機関へ紹介する体制を整備すること。	A		—	—	—	—	
カ	関連する学会のガイドライン等も参考に、第三者機関による出力線量測定を行い、放射線治療の品質管理を行うこと。	A	オ	同左	A/-	同左	A/-	
キ	画像下治療(IVR)を提供することが望ましい。	C		—	—	—	—	
	—		カ	外来化学療法を実施しているがん患者が急変時等の緊急時に入院できる体制を確保すること。	A	同左	A	

			地域がん診療連携拠点病院	要件 区分		地域がん診療病院	要件 区分	県指定	要件 区分	備考	
52		ク	免疫関連有害事象を含む有害事象に対して、他診療科や他病院と連携する等して対応すること。	A	キ	同左	A	同左	A		52
53		ケ	薬物療法のレジメン(薬剤の種類や量、期間、手順などを時系列で示した計画)を審査し、 <u>組織的に管理する委員会を設置すること。</u>	A	ク	<u>グループ指定を受けるがん診療連携拠点病院との連携により、薬物療法のレジメンを審査するとともに、標準的な薬物療法を提供できる体制を整備すること。</u>	A	<u>当該二次医療圏のがん診療連携拠点病院との連携により、薬物療法のレジメンを審査するとともに、標準的な薬物療法を提供できる体制を整備すること。</u>	A	「グループ指定を受ける」を「がん診療連携拠点病院」に修正	53
		③	緩和ケアの提供体制			緩和ケア提供体制					
55		ア	がん診療に携わる全ての診療従事者により、全てのがん患者に対し入院、外来を問わず日常診療の定期的な確認項目に組み込むなど頻回に苦痛の把握に努め、必要な緩和ケアの提供を行うこと。	A	ア	同左	A	同左	A		55
56		イ	がん患者の身体的苦痛や精神的苦痛、社会的な問題等の把握及びそれらに対する適切な対応を、診断時から一貫して経時的に行っていること。	A	イ	同左	A	同左	A		56
57			診断や治療方針の変更時には、ライフステージ、就学・就労、経済状況、家族との関係性等、がん患者とその家族にとって重要な問題について、患者の希望を踏まえて配慮や支援ができるよう努めること。	A		同左	A	同左	A		57
58		ウ	ア、イを実施するため、がん診療に携わる全ての診療従事者の対応能力を向上させることが必要であり、これを支援するために組織上明確に位置付けられた緩和ケアチームにより、以下を提供するよう体制を整備すること。	A	ウ	同左	A	同左	A		58
59		i	定期的に病棟ラウンド及びカンファレンスを行い、依頼を受けていないがん患者も含めて苦痛の把握に努めるとともに、適切な症状緩和について協議し、必要に応じて主体的に助言や指導等を行っていること。	A	i	同左	A	同左	A		59
60		ii	(2)の②のウに規定する看護師は、苦痛の把握の支援や専門的緩和ケアの提供に関する調整等、外来・病棟の看護業務を支援・強化すること。	A	ii	同左	A	同左	A		60
61			主治医及び看護師、公認心理師等と協働し、適切な支援を実施すること。	A		同左	A	同左	A		61
62		エ	患者が必要な緩和ケアを受けられるよう、緩和ケア外来の設置など外来において専門的な緩和ケアを提供できる体制を整備すること。	A	エ	同左	A	同左	A		62
63			自施設のがん患者に限らず、他施設でがん診療を受けている、または受けていた患者についても受入れを行 <u>っていること。</u>	A		同左	A	自施設のがん患者に限らず、他施設でがん診療を受けている、又は受けていた患者についても受入れを行 <u>うこと。</u>	A	「行っている」を「行う」に修正	63
64			緩和ケア外来等への患者紹介について、地域の医療機関に対して広報等を行 <u>っていること。</u>	A		同左	A	緩和ケア外来等への患者紹介について、地域の医療機関に対して広報等を行 <u>うこと。</u>	A	「行っている」を「行う」に修正	64
65		オ	医療用麻薬等の鎮痛薬の初回使用時や用量の増減時には、医師からの説明とともに薬剤師や看護師等により、外来・病棟を問わず医療用麻薬等を自己管理できるよう指導すること。	A	オ	同左	A	同左	A		65
66			その際には、自記式の服薬記録を整備活用していること。	A		同左	A	同左	A		66
67		カ	院内の診療従事者と緩和ケアチームとの連携を以下により確保すること。	A	カ	同左	A	同左	A		67
68		i	緩和ケアチームへがん患者の診療を依頼する手順等、評価された苦痛に対する対応を明確化し、院内の全ての診療従事者に周知するとともに、患者とその家族に緩和ケアに関する診療方針を提示すること。	A	i	同左	A	同左	A		68
69		ii	緩和ケアの提供体制について緩和ケアチームへ情報を集約するために、がん治療を行う病棟や外来部門には、緩和ケアチームと各部署をつなぐ役割を担うリンクナース(医療機関において、各種専門チームや委員会と病棟看護師等をつなぐ役割を持つ看護師)などを配置することが望ましい。	C	ii	同左	C	同左	C		69
70		キ	患者や家族に対し、必要に応じて、アドバンス・ケア・プランニングを含めた意思決定支援を提供できる体制を整備していること。	A	キ	同左	A	同左	A		70
71		ク	アからキにより、緩和ケアの提供がなされる旨を、院内の見やすい場所での掲示や入院時の資料配布、ホームページ上の公開等により、がん患者及び家族に対しわかりやすく情報提供を行うこと。	A	ク	同左	A	同左	A		71
72		ケ	かかりつけ医等の協力・連携を得て、主治医及び看護師が緩和ケアチームと共に、退院後の居宅における緩和ケアに関する療養上必要な説明及び指導を行うこと。	A	ケ	同左	A	同左	A		72
73		コ	疼痛緩和のための専門的な治療の提供体制等について、以下の通り確保すること。	A	コ	同左	A	同左	A		73
74		i	難治性疼痛に対する神経ブロック等について、自施設における麻酔科医等との連携等の対応方針を定めていること。	A	i	同左	A	同左	A		74
75			自施設で実施が困難なために、外部の医療機関と連携して実施する場合には、その詳細な連携体制を確認しておくこと。	A		同左	A	同左	A		75
78			ホームページ等で、神経ブロック等の自施設における実施状況や連携医療機関名等、その実施体制について分かりやすく公表していること。	A		同左	A	同左	A		78
79		ii	緩和的放射線治療を患者に提供できる体制を整備すること。	A	ii	同左	A/-	<u>緩和的放射線治療の提供が困難である場合には、がん診療連携拠点病院と連携することにより緩和的放射線治療を患者に提供できる体制を整備していること。</u>	A/-	放射線治療装置の未整備を想定	79
80			自施設の診療従事者に対し、緩和的放射線治療の院内での連携体制について周知していることに加え、連携する医療機関に対し、患者の受入れ等について周知していること。	A		同左	A/-	同左	A/-		80
81			ホームページ等で、自施設におけるこれらの実施体制等について分かりやすく公表していること。	A		同左	A/-	同左	A/-		81
82		サ	全てのがん患者に対して苦痛の把握と適切な対応がなされるよう緩和ケアに係る診療や相談支援、患者からのPRO(Patient Reported Outcome)の略。自覚症状やQOLに関する対応の評価のために行う患者の主観的な報告をまとめた評価のこと。患者報告アウトカムと呼ぶ。)、医療用麻薬の処方量など、院内の緩和ケアに係る情報を把握し、検討・改善する場を設置していること。	A	サ	同左	A	同左	A		82
83			それを踏まえて自施設において組織的な改善策を講じる等、緩和ケアの提供体制の改善に努めること。	A		同左	A	同左	A		83

地域がん診療連携拠点病院			要件 区分	地域がん診療病院	要件 区分	県指定	要件 区分	備考
85	④	地域連携の推進体制						
	ア	がん患者の紹介、逆紹介に積極的に取り組むとともに、以下の体制を整備すること。	A	ア	同左	A	同左	
86	イ	緩和ケアの提供に関して、当該がん医療圏内の緩和ケア病棟や在宅緩和ケアが提供できる診療所等のマップやリストを作成する等、患者やその家族に対し常に地域の緩和ケア提供体制について情報提供できる体制を整備すること。	A	イ	同左	A	緩和ケアの提供に関して、当該二次医療圏の緩和ケア病棟や在宅緩和ケアが提供できる診療所等のマップやリストを作成する等、患者やその家族に対し常に地域の緩和ケア提供体制について情報提供できる体制を整備すること。	A 「がん医療圏」を「二次医療圏」に変更
87	ii	希少がんに関して、専門家による適切な集学的治療が提供されるよう、他の拠点病院等及び地域の医療機関との連携及び情報提供ができる体制を整備すること。	A	ii	同左	A	同左	A
88	iii	高齢のがん患者や障害を持つがん患者について、患者や家族の意思決定支援の体制を整え、地域の医療機関との連携等を図り総合的に支援していること。	A	iii	同左	A	同左	A
89	iv	介護施設に同居する高齢者ががんと診断された場合に、介護施設等と治療・緩和ケア・看取り等において連携する体制を整備すること。	A	iv	同左	A	同左	A
90	イ	地域の医療機関の医師と診断及び治療に関する相互的な連携協力体制・教育体制を整備すること。	A	イ	同左	A	同左	A
91	ウ	当該がん医療圏内のがん診療に関する情報を集約し、当該がん医療圏内の医療機関やがん患者等に対し、情報提供を行うこと。	A	ウ	同左	A	当該二次医療圏のがん診療に関する情報を集約し、医療機関やがん患者等に対し、情報提供を行っていること。	A 「がん医療圏」を「二次医療圏」に変更
92	エ	がん患者に対して、周術期の口腔健康管理や、治療中の副作用・合併症対策、口腔リハビリテーションなど、必要に応じて院内又は地域の歯科医師と連携して対応すること。	A	エ	同左	A	同左	A
93	オ	地域連携時には、がん疼痛等の症状が十分に緩和された状態で退院に努め、退院後も在宅診療の主治医等の相談に対応するなど、院内での緩和ケアに関する治療が在宅診療でも継続して実施できる体制を整備すること。	A	オ	同左	A	同左	A
94	カ	退院支援に当たっては、主治医、緩和ケアチーム等の連携により療養場所等に関する意思決定支援を行うとともに、必要に応じて地域の在宅診療に携わる医師や訪問看護師等と退院前カンファレンスを実施すること。	A	カ	同左	A	同左	A
95	キ	当該がん医療圏において、地域の医療機関や在宅療養支援診療所等の医療・介護従事者とがんに関する医療提供体制や社会的支援、緩和ケアについて情報を共有し、役割分担や支援等について検討する場を年1回以上設けること。	A	キ	同左	A	当該二次医療圏において、地域の医療機関や在宅療養支援診療所等の医療・介護従事者とがんに関する医療提供体制や社会的支援、緩和ケアについて情報を共有し、役割分担や支援等について検討する場を年1回以上設けること。	A 「がん医療圏」を「二次医療圏」に変更
96		緩和ケアチームが地域の医療機関や在宅療養支援診療所等から定期的に連絡・相談を受ける体制を確保し、必要に応じて助言等を行っていること。	A		同左	A	同左	A
97	ク	都道府県や地域の患者会等と連携を図り、患者会等の求めに応じてピア・サポート(患者・経験者やその家族(仲間)が行う支援)の質の向上に対する支援等に取り組むこと。	A	ク	同左	A	同左	A
98	⑤	セカンドオピニオンに関する体制						
99	ア	医師からの診断結果や病状の説明時及び治療方針の決定時等において、すべてのがん患者とその家族に対して、他施設でセカンドオピニオンを受けられることについて説明すること。	A	ア	同左	A	同左	A
100		その際、心理的な障壁を取り除くことができるよう留意すること。	A		同左	A	同左	A
102	イ	当該施設で対応可能ながんについて、手術療法、放射線療法、薬物療法又は緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する医師によりセカンドオピニオンを提示する体制を整備し、患者にわかりやすく公表すること。	A	イ	同左	A	同左	A
103	ウ	セカンドオピニオンを提示する場合は、必要に応じてオンラインでの相談を受け付けることができる体制を確保することが望ましい。	C	ウ	同左	C	同左	C
105	⑥	それぞれの特性に応じた診療等の提供体制						
	ア	希少がん・難治がんの患者の診断・治療に関しては、積極的に都道府県協議会における役割分担の整理を活用し、対応可能な施設への紹介やコンサルテーションで対応すること。	A	ア	同左	A	希少がん・難治がんの患者の診断・治療に関しては、積極的に宮城県がん診療連携協議会における役割分担の整理を活用し、対応可能な施設への紹介やコンサルテーションで対応すること。	A 宮城県がん診療連携協議会に変更
106	イ	小児がん患者で長期フォローアップ中の患者については、小児がん拠点病院や連携する医療機関と情報を共有する体制を整備すること。	A	イ	同左	A	同左	A
107	ウ	各地域のがん・生殖医療ネットワークに加入し、「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業」へ参画するとともに、対象とならうる患者や家族には必ず治療開始前に情報提供すること。	A	ウ	同左	A	宮城県がん・生殖医療ネットワークに加入し、「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業」へ参画するとともに、対象とならうる患者や家族には必ず治療開始前に情報提供すること。	A 宮城県に修正(正式名称)
108		患者の希望を確認するとともに、がん治療を行う診療科が中心となって、院内または地域の生殖医療に関する診療科とともに、妊孕性温存療法及びがん治療後の生殖補助医療に関する情報提供及び意思決定支援を行う体制を整備すること。	A		同左	A	同左	A
109		自施設において、がん・生殖医療に関する意思決定支援を行うことができる診療従事者の配置・育成に努めること。	A		同左	A	同左	A
110	エ	就学、就労、妊孕性(子どもをつくるために必要な能力)の温存、アビランスケア(外見の変化を補完し、がん患者の苦痛を軽減するケア)等に関する状況や本人の希望についても確認し、自施設もしくは連携施設のがん相談支援センターで対応できる体制を整備すること。	A	エ	同左	A	同左	A
111		それらの相談に応じる多職種からなるAYA世代支援チームを設置することが望ましい。	C		同左	C	同左	C
113	オ	高齢者のがんに関して、併存症の治療との両立が図れるよう、関係する診療科と連携する体制を確保すること。	A	オ	同左	A	同左	A
114		意思決定能力を含む機能評価を行い、各種ガイドラインに沿って、個別の状況を踏まえた対応をしていること。	A		同左	A	同左	A
116	カ	医療機関としてのBCPを策定することが望ましい。	B	カ	同左	B	同左	B

		地域がん診療連携拠点病院	要件 区分		地域がん診療病院	要件 区分	県指定	要件 区分	備考	
	(2) 診療従事者									
118	① 専門的な知識及び技能を有する医師の配置									118
119	ア 当該施設で対応可能ながんについて専門的な知識及び技能を有する手術療法に携わる常勤の医師を1人以上配置すること。	A		ア	対応可能ながんについて専門的な知識及び技能を有する手術療法に携わる医師を1人以上配置すること。	A	同左	A		119
120	イ 専任の放射線診断に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を1人以上配置すること。	A			—	—	—	—	専任:就業時間の少なくとも8割以上、当該診療に従事 専任:就業時間の少なくとも5割以上、当該診療に従事(兼務可)	120
121	ウ 専任の放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を1人以上配置すること。	A		イ	放射線治療を実施する場合には、専任の放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。	A/-	放射線治療を実施する場合には、専任の放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置するよう努めること。	A	第1回協議会での方向性(人員配置一部緩和)を受けて設定。 (専任の医師の確保が困難なことが想定される)	121
122	エ 専任の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を1人以上配置すること。	A		ウ	専任の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を1人以上配置すること。	A	専任の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を1人以上配置するよう努めること。	A	〃	122
123	オ 緩和ケアチームに、専任の身体症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、専任であることが望ましい。また、当該医師は緩和ケアに関する専門資格を有する者であることが望ましい。	A		エ	緩和ケアチームに、専任の身体症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については専任であることが望ましい。	A	緩和ケアチームに、専任の身体症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を1人以上配置するよう努めること。なお、当該医師については専任であることが望ましい。	A	〃	123
126	緩 and ケアチームに、精神症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、専任であることが望ましい。	A			緩和ケアチームに、精神症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、専任であることが望ましい。また、常勤であることが望ましい。	A	緩和ケアチームに、精神症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置するよう努めること。	A	〃	126
128	カ 専任の病理診断に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を1人以上配置すること。	A		オ	専任の病理診断に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置することが望ましい。	C	同左	C		128
129	キ リハビリテーションに携わる専門的な知識および技能を有する医師を配置することが望ましい。	C			—	—	—	—		129
131	② 専門的な知識及び技能を有する医師以外の診療従事者の配置									131
132	ア 放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の診療放射線技師を2人以上配置することが望ましい。	B		ア	放射線治療を実施する場合には、放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の診療放射線技師を2人以上配置すること。	A/-	同左	A/-		132
133	当該技師は放射線治療に関する専門資格を有する者であることが望ましい。	C			—	C/-	同左	C/-		133
134	専任の放射線治療における機器の精度管理、照射計画の検証、照射計画補助作業等に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の技術者等を1人以上配置すること。	A			—	—	—	—		134
135	当該技術者は、医学物理学に関する専門資格を有する者であることが望ましい。	C			—	—	—	—		135
136	放射線治療部門に専任の放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置すること。	A			放射線治療を実施する場合には、専任の放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置することが望ましい。	C/-	同左	C/-		136
137	当該看護師は放射線治療に関する専門資格を有する者であることが望ましい。	C			同左	C/-	同左	C/-		137
138	専任の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の薬剤師を1人以上配置すること。	A		イ	専任の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の薬剤師を1人以上配置することが望ましい。	C	同左	C		138
139	当該薬剤師はがん薬物療法に関する専門資格を有する者であることが望ましい。	C			—	—	—	—		139
140	外来化学療法室に専任の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置すること。	A			外来化学療法室に、専任の薬物療法に携わるがん看護又はがん薬物療法に関する専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置すること。なお、当該看護師は専任であることが望ましい。	A	同左	A		140
141	当該看護師はがん看護又はがん薬物療法に関する専門資格を有する者であることが望ましい。	C			同左	C	同左	C		141
142	ウ 緩和ケアチームに、専任の緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置すること。	A		ウ	緩和ケアチームに、専任の緩和ケアに携わるがん看護又は緩和ケアに関する専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置すること。	A	同左	A		142
143	当該看護師はがん看護又は緩和ケアに関する専門資格を有する者であること。	A			当該看護師は、がん看護又は緩和ケアに関する専門資格を有する者であることが望ましい。	C	同左	C		143
144	エ 緩和ケアチームに、緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する薬剤師及び相談支援に携わる専門的な知識及び技能を有する者をそれぞれ1人以上配置すること。	A		エ	緩和ケアチームに協力する薬剤師、社会福祉士等の相談支援に携わる者、公認心理師等の医療心理に携わる者をそれぞれ1人以上配置することが望ましい。	C	同左	C		144
146	当該薬剤師は、緩和薬物療法に関する専門資格を有する者であることが望ましい。	C			—	—	—	—		146
148	当該相談支援に携わる者は社会福祉士等であることが望ましい。これらは、他部署との兼任を可とする。	C			—	—	—	—		148
150	オ 緩和ケアチームに協力する、公認心理師等の医療心理に携わる専門的な知識及び技能を有する者を1人以上配置することが望ましい。	B			—	—	—	—		150
151	カ 専任の細胞診断に係る業務に携わる専門的な知識及び技能を有する者を1人以上配置すること。	A		オ	細胞診断に係る業務に携わる専門的な知識及び技能を有する者を1人以上配置すること。	A	同左	A		151
152	当該診療従事者は、細胞診断に関する専門資格を有する者であることが望ましい。	C			同左	C	同左	C		152
	キ がんのリハビリテーションに係る業務に携わる専門的な知識および技能を有する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等を配置することが望ましい。	C			—	—	—	—		152
157	(3) その他の環境整備等									157
158	① 患者とその家族が利用可能なインターネット環境を整備することが望ましい。	—			必要に応じグループ指定を受けるがん診療連携拠点病院と連携する等により、以下に定める要件を満たすこと。	—	必要に応じがん診療連携拠点病院と連携する等により、以下に定める要件を満たすこと。	—	「グループ指定を受ける」を「がん診療連携拠点病院」に修正	158
159	② 集学的治療等の内容や治療前後の生活における注意点等に関して、冊子や視聴覚教材等を用いてがん患者及びその家族が自主的に確認できる環境を整備すること。	C	①	同左	C	同左	C	同左		159
160	その冊子や視聴覚教材等はオンラインでも確認できることが望ましい。	C			同左	C	同左	C		160
161	③ がん治療に伴う外見の変化について、がん患者及びその家族に対する説明やアピアランスケアに関する情報提供・相談に応じられる体制を整備していること。	A	③	同左	A	同左	A	同左		161
162	④ がん患者の自殺リスクに対し、院内で共通したフローを使用し、対応方法や関係機関との連携について明確にしておくこと。	A	④	同左	A	同左	A	同左		162
165	関係職種に情報共有を行う体制を構築していること。	A			同左	A	同左	A		165
	自施設に精神科、心療内科等がない場合は、地域の医療機関と連携体制を確保していること。	A			同左	A	同左	A		

		地域がん診療連携拠点病院	要件 区分		地域がん診療病院	要件 区分	県指定	要件 区分	備考
		3 診療実績							
		①または②を概ね満たすこと。なお、同一がん医療圏に複数の地域拠点病院を指定する場合は、①の項目を全て満たすこと。(①の「概ね」とは9割以上)	A		当該がん医療圏のがん患者を一定程度診療していること。 (「一定」の基準はなし)	A		—	
172	①	ア 院内がん登録数(入院、外来は問わない自施設初回治療分) 年間500件以上	A		—	—	診療実績については、資料2を参照	—	172
173		イ 悪性腫瘍の手術件数 年間400件以上	A		—	—		—	173
174		ウ がんに係る薬物療法のべ患者数 年間1,000人以上	A		—	—		—	174
176		エ 放射線治療のべ患者数 年間200人以上	A		—	—		—	176
177		オ 緩和ケアチームの新規介入患者数 年間50人以上	A		—	—		—	177
179	②	当該がん医療圏に居住するがん患者のうち、2割程度について診療実績があること。	A		—	—		—	179
		4 人材育成等							
		—			必要に応じグループ指定を受けるがん診療連携拠点病院と連携する等により、以下に定める要件を満たすこと。		がん診療連携拠点病院と連携する等により、以下に定める要件を満たすこと。		「グループ指定を受ける」を「がん診療連携拠点病院」に修正
188	(1)	自施設において、2に掲げる診療体制その他要件に関連する取組のために必要な人材の確保や育成に積極的に取り組むこと。	A	(1)	同左	A	同左	A	188
189		特に、診療の質を高めるために必要な、各種学会が認定する資格等の取得についても積極的に支援すること。	A		同左	A	同左	A	189
190		広告可能な資格を有する者のがん診療への配置状況について積極的に公表すること。	A		同左	A	同左	A	190
191	(2)	病院長は、自施設においてがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師等の専門性及び活動実績等を定期的に評価し、当該医師等がその専門性を十分に発揮できる体制を整備すること。	A	(2)	同左	A	同左	A	191
192	(3)	「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針」(平成29年12月1日付け健発1201第2号厚生労働省健康局長通知の別添)に準拠し、当該がん医療圏においてがん診療に携わる医師を対象とした緩和ケアに関する研修を、都道府県と協議の上、開催すること。	A	(3)	同左	A	「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針」(平成29年12月1日付け健発1201第2号厚生労働省健康局長通知の別添)に準拠し、がん診療に携わる医師を対象とした緩和ケアに関する研修を、都道府県と協議の上、開催するよう努めること。	A	各拠点病院が主催する研修会に他の病院職員が参加できるため、目前で研修会開催までは求めない。
193		自施設の長、および自施設に所属する臨床研修医および1年以上自施設に所属するがん診療に携わる医師・歯科医師が当該研修を修了する体制を整備し、受講率を現況報告において報告すること。	A		同左	A	同左	A	
201		医師・歯科医師と協働し、緩和ケアに従事するその他の診療従事者についても受講を促すこと。	A		同左	A	同左	A	
202		研修修了者について、患者とその家族に対してわかりやすく情報提供すること。	A		同左	A	同左	A	
203	(4)	連携する地域の医療施設におけるがん診療に携わる医師に対して、緩和ケアに関する研修の受講勧奨を行うこと。	A	(4)	同左	A	同左	A	
204	(5)	(3)のほか、当該がん医療圏において顔の見える関係性を構築し、がん医療の質の向上につながるよう、地域の診療従事者を対象とした研修やカンファレンスを定期的に開催すること。	A	(5)	同左	A	(3)のほか、がん診療連携拠点病院と顔の見える関係性を構築し、がん医療の質の向上につながるよう、地域の診療従事者を対象とした研修やカンファレンスを定期的に開催するよう努めること。	A	「当該がん医療圏」を「がん診療連携拠点病院」に変更。地域の診療従事者を対象とした研修やカンファレンスの開催までは求めない。
205	(6)	自施設の診療従事者等に、がん対策の目的や意義、がん患者やその家族が利用できる制度や関係機関との連携体制、自施設で提供している診療・患者支援の体制について学ぶ機会を年1回以上確保していること。	A	(6)	同左	A	同左	A	
206		自施設のがん診療に携わる全ての診療従事者が受講していることが望ましい。	C		同左	C	同左	C	
209	(7)	院内の看護師を対象として、がん看護に関する総合的な研修を定期的に実施すること。	A	(7)	同左	A	同左	A	
212		他の診療従事者についても、各々の専門に応じた研修を定期的に実施する、または他の施設等で実施されている研修に参加させること。	A		同左	A	同左	A	
213	(8)	医科歯科連携による口腔健康管理を推進するために、歯科医師等を対象とするがん患者の口腔健康管理等の研修の実施に協力すること。	A	(8)	同左	A	同左	A	
		5 相談支援及び情報の収集提供							
		(1) がん相談支援センター							
216		相談支援を行う機能を有する部門(がん相談支援センター)を設置し、①から⑧の体制を確保した上で、がん患者や家族等が持つ医療や療養等の課題に関して、病院を挙げて全人的な相談支援を行うこと。	A		相談支援を行う機能を有する部門(がん相談支援センター)を設置し、①、②の体制を確保した上で、グループ指定のがん診療連携拠点病院との連携と役割分担によりⅡの5の(1)の③から⑧に規定する相談支援業務を行うこと。	A	相談支援を行う機能を有する部門(がん相談支援センター)を設置し、①、②の体制を確保した上で、がん診療連携拠点病院との連携と役割分担により以下の③から⑧に規定する相談支援業務を行うこと。	A	「グループ指定を受ける」を「がん診療連携拠点病院」に修正
217		必要に応じてオンラインでの相談を受け付けるなど、情報通信技術等も活用すること。	A		—	—	—	—	217
218		コミュニケーションに配慮が必要な者や、日本語を母国語としていない者等への配慮を適切に実施できる体制を確保すること。	A		—	—	—	—	218
220	①	国立がん研究センターによるがん相談支援センター相談員基礎研修(1)～(3)を修了した専従及び専任の相談支援に携わる者をそれぞれ1人ずつ配置すること。	A	①	国立がん研究センターによるがん相談支援センター相談員研修を修了した専従及び専任の相談支援に携わる者を1人ずつ配置すること。 当該者のうち、1名は相談員基礎研修(1)、(2)を、もう1名は基礎研修(1)から(3)を修了していること。	A	国立がん研究センターによるがん相談支援センター相談員研修を修了した専従及び専任の相談支援に携わる者を1人ずつ配置するよう努めること。 当該者のうち、1人は相談員基礎研修(1)及び(2)を、もう1名は基礎研修(1)から(3)を修了するよう努めること。	B	申請時点で研修修了者の確保が困難と見込まれるため。次期指定更新時には必須要件に変更予定。
223		—	—		—	—	—	B	
225	②	相談支援に携わる者は、対応の質の向上のために、がん相談支援センター相談員研修等により定期的な知識の更新に努めること。	C	②	同左	A	同左	A	
226	③	院内及び地域の診療従事者の協力を得て、院内外のがん患者及びその家族並びに地域の住民及び医療機関等からの相談等に対応する体制を整備すること。	A	③	同左	A	同左	A	
227		相談支援に関し十分な経験を有するがん患者団体との連携協力体制の構築に積極的に取り組むこと。	A		同左	A	同左	A	
228	④	がん相談支援センターについて周知するため、以下の体制を整備すること。	A	④	同左	A	同左	A	
229		ア 外来初診時から治療開始までを目処に、がん患者及びその家族が必ず一度はがん相談支援センターを訪問(必ずしも具体的な相談を伴わない、場所等の確認も含む)することができる体制を整備していることが望ましい。	B		ア 同左	B	同左	B	
230		イ 治療に備えた事前の面談や準備のフローに組み込む等、診療の経過の中で患者が必要とするときに確実に利用できるよう繰り返し案内を行うこと。	A		イ 同左	A	同左	A	

地域がん診療連携拠点病院				要件 区分	地域がん診療病院				要件 区分	県指定				要件 区分	備考
231		ウ	院内の見やすい場所にかん相談支援センターについて分かりやすく掲示すること。	A		ウ	同左		A	同左		A			231
232		エ	地域の住民や医療・在宅・介護福祉等の関係機関に対し、かん相談支援センターに関する広報を行うこと。	A		エ	同左		A	同左		A			232
233			自施設に通院していない者からの相談にも対応すること。	A			同左		A	同左		A			233
234		オ	がん相談支援センターを初めて訪れた者の数を把握し、認知度の継続的な改善に努めること。	A		オ	同左		A	同左		A			234
235		⑤	がん相談支援センターの業務内容について、相談者からフィードバックを得る体制を整備すること。	A		⑤	同左		A	同左		A			235
236			フィードバックの内容を自施設の相談支援の質の向上のために活用するとともに、 都道府県協議会 で報告し、他施設とも情報共有すること。	A			同左		A	フィードバックの内容を自施設の相談支援の質の向上のために活用するとともに、 宮城県がん診療連携協議会 で報告し、他施設とも情報共有すること。	A	A		宮城県がん診療連携協議会に変更	236
237		⑥	患者からの相談に対し、必要に応じて速やかに院内の診療従事者が対応できるよう、病院長もしくはそれに準じる者が統括するなど、がん相談支援センターと院内の診療従事者が協働する体制を整備すること。	A		⑥	同左		A	同左		A			237
238		⑦	がん相談支援センターの相談支援に携わる者は、 Ⅳの2の(4)に規定する当該都道府県にある 都道府県拠点病院が実施する相談支援に携わる者を対象とした研修を受講すること。	A		⑦	同左		A	がん相談支援センターの相談支援に携わる者に対して、 県内の都道府県がん診療連携拠点病院 が実施する相談支援に携わる者を対象とした研修を受講させること。	A	A		「県内の都道府県がん診療連携拠点病院」に修正	238
239		⑧	がん患者及びその家族が心の悩みや体験等を語り合うための患者サロン等の場を設けること。	A		⑧	同左		A	同左		A			239
240			その際には、一定の研修を受けたピア・サポーターを活用する、もしくは十分な経験を持つ患者団体等と連携して実施するよう努めること。	A			同左		A	同左		A			240
241			オンライン環境でも開催できることが望ましい。	C			同左		C	同左		C			241
243		(2) 院内がん登録					同左			同左					243
244		①	がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）第44条第1項の規定に基づき定められた、院内がん登録の実施に係る指針（平成27年厚生労働省告示第470号）に即して院内がん登録を実施すること。	A		①	同左		A	同左		A			244
246		②	国立がん研究センターが実施する研修で 中級認定者の認定を受けている 、専従の院内がん登録の実務を担う者を1人以上配置すること。	A		②	国立がん研究センターが実施する研修で認定を受けている、専従の院内がん登録の実務を担う者を1人以上配置すること。		A	国立がん研究センターが実施する研修で認定を受けている専従の院内がん登録の実務を担う者を1人以上配置する よう努めること。	B	B		申請時点で研修終了者の確保が困難のため。次期指定更新時には必須要件に変更予定。	246
247		③	毎年、最新の登録情報や予後を含めた情報を国立がん研究センターに提供すること。	A		③	同左		C	同左		C			247
248			—	—			同左		A	同左		A			248
249			—	—			同左		—	—		—			249
250		④	院内がん登録を活用することにより、都道府県の実施するがん対策等に必要な情報を提供すること。	A			同左		—	—		—			250
251		(3) 情報提供・普及啓発				①	同左		A	同左		A			251
252		①	自施設で対応できるがんについて、提供可能な診療内容を病院ホームページ等でわかりやすく広報すること。	A			同左		A	同左		A			252
253			希少がん、小児がん、AYA世代のがん患者への治療及び支援（妊孕性温存療法を含む）やがんゲノム医療についても、自施設で提供できる場合や連携して実施する場合はその旨を広報すること。	A			同左		A	同左		A			253
254			大規模災害や感染症の流行などにより自院の診療状況に変化が生じた場合には、速やかに情報公開をするよう努めている。	A			同左		A	同左		A			254
255		②	当該 がん医療圏 内のがん診療に関する情報について、病院ホームページ等でわかりやすく広報すること。	A		②	同左		A	当該 二次医療圏内 のがん診療に関する情報について、病院ホームページ等でわかりやすく広報すること。	A	A		「がん医療圏」を「二次医療圏」に変更	255
256			特に、我が国に多いがんの中で、自施設で対応しない診療内容についての連携先や集学的治療等が終了した後のフォローアップについて地域で連携する医療機関等の情報提供を行うこと。	A			同左		A	同左		A			256
257		③	地域を対象として、緩和ケアやがん教育、患者向け一般向けのガイドラインの活用法等に関する普及啓発に努めること。	A		③	同左		A	同左		A			257
258		④	参加中の治験についてその対象であるがんの種類及び薬剤名等を広報すること。	A		④	同左		A	同左		A			258
259		⑤	患者に対して治験も含めた医薬品等の臨床研究、先進医療、患者申出療養等に関する適切な情報提供を行うとともに、必要に応じて適切な医療機関に紹介すること。	A		⑤	同左		A	同左		A			259
260		⑥	がん教育について、当該 がん医療圏 における学校や職域より依頼があった際には、外部講師として診療従事者を派遣し、がんに関する正しい知識の普及啓発に努めること。	A		⑥	同左		A	がん教育について、当該 二次医療圏 における学校や職域より依頼があった際には、外部講師として診療従事者を派遣し、がんに関する正しい知識の普及啓発に努めること。	A	A		「がん医療圏」を「二次医療圏」に変更	260
261			がん教育の実施に当たっては、児童生徒が当事者である場合や、身近にがん患者を持つ場合等があることを踏まえ、対象者へ十分な配慮を行うこと。	A			同左		A	同左		A			261
262		6 臨床研究及び調査研究					同左			同左					262
263		(1)	政策的公衆衛生的に必要性の高い調査研究に 協力すること。	A		(1)	政策的公衆衛生的に必要性の高い調査研究への 協力に努めること。		A	同左		A			263
264			これらの研究の協力依頼 に対応する窓口の連絡先を国立がん研究センターに登録すること。	A			これらの研究に対応する窓口の連絡先 を国立がん研究センターに登録すること。		A	同左		A			264
265		(2)	治験を含む医薬品等の臨床研究を行う場合は、臨床研究コーディネーター（CRC）を配置すること。	A/-		(2)	同左		A/-	同左		A/-			265
266			治験を除く医薬品等の臨床研究を行う場合は、臨床研究法に則った体制を整備すること。	A/-			同左		A/-	同左		A/-			266
267			実施内容の広報等に努めること。	A/-			同左		A/-	同左		A/-			267
268		7 医療の質の改善の取組及び安全管理					同左			同左					268
269		(1)	自施設の診療機能や診療実績、地域連携に関する実績や活動状況の他、がん患者の療養生活の質について把握・評価し、課題認識を院内の関係者で共有した上で、組織的な改善策を講じること。	A		(1)	同左		A	同左		A			269
270			その際にはQuality Indicatorを利用するなどして、PDCAサイクルが確保できるよう工夫すること。	A			同左		A	同左		A			270
271		(2)	医療法等に基づく医療安全にかかわる適切な体制を確保すること。	A		(2)	同左		A	同左		A			271
272		(3)	日本医療機能評価機構の審査等の第三者による評価を受けていること。	A		(3)	日本医療機能評価機構の審査等の第三者による評価を受けていること が望ましい。		C	同左		C			272

【要件区分】A：必須要件、B：望ましい（次期更新でAに変更予定）
O：望ましい、A/-、O/-：該当しない部分は必須ではない